

令和5年1月12日

**【事務局】** 定刻となりました。会議を始めさせていただくに当たり、事務局より、Teamsを利用したオンライン会議の進行について、幾つか御案内をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行の関係上、マイクは基本的にオフにしておいていただきますよう、お願いいたします。マイクのオン・オフは、画面右上の「マイク」アイコンをクリックすることで操作できます。

発言を行う場合は、画面右上にある「挙手ボタン」を押していただき、指名された後にマイクをオンにして御発言ください。マイクのオン・オフは、発言者様各自の操作となりますので、御協力をお願いいたします。また、発言が終了したときには、マイクのオフ、挙手ボタンのオフ、両方を押していただくよう、よろしくをお願いいたします。

全体チャット機能は、今回の会議では使用できません。何らかの不具合・不都合が生じた場合、連絡や事務的な質問等のため事務局に個別に連絡が必要な場合には、事前に御案内した事務局のメールアドレスまで個別に御連絡ください。事務局では、会議中、常時確認をしております。

続きまして、傍聴されている皆様への御案内です。傍聴の方は、円滑な議事進行を行うため、会議中、マイクをオンにすることができない設定となっておりますので、あらかじめ御了承ください。会議資料は、会議中は、説明に沿って画面に表示されますので、画面にて資料を閲覧してください。なお、会議資料は、会議終了後に国土交通省ホームページに掲載されます。

現時点で、会議進行について、御不明な点等ございましたら御質問ください。

**【事務局】** それでは、第30回社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めさせていただいております、〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本部会につきましては、報道関係者のみの公開、傍聴可となっております。傍聴者は、オンライン会議上の「出席者グループ」として会議に参加されております。

傍聴者の皆様におかれましては、写真、動画の撮影・録画、録音等の本部会の記録は御

遠慮いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本部会の議事録は、事務局で取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員のお名前を伏せた形で、後日、国土交通省のホームページにおいて公開いたしますので、御承知おきください。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料は、現在画面に表示されている「配付資料一覧」にお示ししているとおりです。資料に不足等がございましたら、メール等にて事務局まで御連絡ください。

続きまして、このたび新たに委員に御就任いただいた先生がいらっしゃいますので、御紹介いたします。

新たに本部会の専門委員として、〇〇に御就任いただいております。引き続き御参加いただく委員、臨時委員、専門委員の方々におかれましては、御紹介を委員名簿の配付にて代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、〇〇におかれましては、所用のため欠席との御連絡をいただいております。また、〇〇におかれましては、遅れて出席との御連絡をいただいております。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。本日は、部会に所属する委員及び臨時委員の10名のうち、現時点で8名、3分の1以上の御出席となっております。社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、〇〇におかれましては、令和4年12月に委員の再任手続を行いましたことから、改めて部会長より部会長代理の御指名をいただく必要がございます。部会長代理につきましては、〇〇より〇〇が指名されておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、〇〇より御挨拶を申し上げます。

**【事務局】** おはようございます。〇〇でございます。本年もよろしくお願いいたしますと思っております。本日は、第30回建築物等事故・災害対策部会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より建築行政に御尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。このたび、新たに専門委員として〇〇に御就任いただきました。この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましても、引き続き御指導いただけますよう、よろしくお願いいたします。

今回の部会におきましては、前回部会以降に発生した建築物等の事故の対応について御審議をいただくこととしております。また、1年ほど前になりますけれども、令和3年12

月に大阪市北区で発生したビル火災を受け、国土交通省が消防庁と合同で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」において、令和4年6月に取りまとめた報告を踏まえ、国土交通省でガイドラインを作成し、同年12月に公表したところでございます。本日は、この内容についても御報告させていただきたいと思っております。

本日の議論におきましては、委員の皆様方の忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、ぜひ御議論のほど、お願いしたいと思っております。今後も、建築物の事故・災害対策に一層取り組んでいく所存でございますので、引き続き御指導いただきますよう、お願いいたします。

**【事務局】** それでは、以後の議事進行につきましては、〇〇に進めていただきたいと思っております。〇〇、よろしく願いいたします。

**【委員】** 皆様、明けましておめでとうございます。今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めていきたいと思っております。「議事」の(1)「特定行政庁より報告を受けた建築物事故について」、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】** 〇〇と申します。よろしく願いいたします。

私のほうからは、資料1を使いまして、特定行政庁より報告を受けた建築物事故について説明を申し上げます。

資料1の1ページ目、前回、令和3年11月に本部会を開催した後、追加された事故の件数を、表の右側のR3年度とR4年度の列に示しております。R4年度のものについては、11月30日までの件数となっておりますが、この表のとおり、毎年、大体十数件から30数件程度、事故が発生していることとなっております。

詳細について、次のページでご説明いたします。左側に番号を振っておりますが、まず(1)の「No.1」というところです。これは前回、令和3年11月の本部会で御審議いただいた八王子の木造共同住宅の階段が崩落した事案です。前回審議後、改正された規則・告示が施行されまして、こちらは調査終了とさせていただいているところでございます。

それから、その下、(2)前回の部会以降に追加した事故ということで、No.2からNo.8まで7件について、いずれも、この1年半で、窓ですとか、あるいはベランダから子供が転落したという事故になります。1行ずつ説明をさせていただきます。

No.2の事故ですが、北海道の共同住宅9階の居室の窓から4歳の男児が転落したもので

ございます。窓には3本の手すりが設置されていたようですが、それを足がかりとしまして、窓から外に出たものと推測されます。「これまでの対応」という列に書いておりますが、この3本の手すりのうち、下端の手すりについては、床面から90センチであったということでございます。

No.3ですが、こちらは大阪府内の転落事故でございまして、25階のベランダから4歳の女児が転落したものでございます。これは、ベランダに椅子が置いてあったそうございまして、それを足がかりとして、高さ1.3メートルの手すりを乗り越えて転落したと報告を受けております。

No.4ですが、こちらは滋賀県でございまして、共同住宅4階の居室の腰高窓から直接転落したという事故になります。窓際にこたつが置いてあったようでして、おそらくそのこたつの天板を踏み台にして、窓には錠があったらしいのですが、それを開錠した上で、窓の外の転落防止柵を足がかりにして転落したのではないかと報告を受けております。

No.5ですが、こちらは東京都の事例です。共同住宅12階の外廊下から4歳の男児が転落した事故でございまして、こちらは詳細について調査中としております。

No.6、千葉県内の事故ですが、25階のベランダから男児が転落した事故でございまして、手すりの高さは1.2メートルだったそうですが、その支柱部分などを使って、よじ登って転落したのではないかとということで、特定行政庁から報告をいただいているところでございます。

No.7ですが、大阪府内の事故でございまして、これは4階の出窓から直接転落したというケースでございます。出窓が開放されており、そこから直接転落したものと推測されるということでございます。

No.8、青森県内の昨年11月の事例ですが、こちらは10階のベランダから4歳の男児が転落したという事故でございます。ベランダに椅子が持ち出されて、No.3の事故と同様に、その椅子を足がかりにして、1.24メートルの手すりを乗り越えて転落したというふうに推測される事故でございます。

続きまして、次のページ、建築物の倒壊等について、(2)今回新たに報告する事故としまして、No.9、山口県内の事務所等の用途の建築物が崩落した事故がございました。これにつきましては、別途、参考資料という形で説明資料を用意しています。参考資料1の「下関市倉庫崩落事故について」でございます。

参考資料1の1ページに行きますが、昨年9月、下関市にある3階建ての鉄骨造の建築

物の2階部分が崩落し、駐車していた車にいた方3名が死傷する事故が発生いたしました。

下の写真1は、Googleのストリートビューより引用しておりますが、この2階が崩落した部分です。2階のはね出し部になっている下のところに車がずらっと止まっていると思いますが、まさにこういった状態で、この車の中で休んでいた方が1名死亡、それから1名重症、1名軽症ということでございます。崩落した後が、写真2になります。

建築物の情報について、I.建築物の諸元ですが、地上3階建ての鉄骨造、高さが約12メートル、延べ床面積が約800平方メートル、用途については事務所と倉庫となっています。

それから、その下のII.建築基準法上の手続きですが、確認済証は昭和44年ということで、築52年のものになります。当初は2階建てだったらしいのですが、その後、3階部分を昭和46年に増築しています。写真1ですと、2階部分に隠れて見えていないのですが、写真2の奥のほうに、3階部分が見えていますが、この部分は今回崩落していないので、直接は関係ないですが、そういった増築が行われているということでございます。定期報告は対象外となっております。

それから、IV.特定行政庁による対応の経緯ですが、事故の発生が昨年9月7日として、その後、特定行政庁は下関市になりますが、下関市は法第12条5項報告を依頼し、現地に立入調査も行っております。その後、10月7日に法第12条5項報告書を受理したということでございます。

右側のV.現在の状況ですが、この崩れてきた2階のはね出し部分については、写真2がまさに立入調査の段階のものですが、その後、完全に撤去されているところでございます。建物本体はまだ残っていますが、自主的に利用が中止されておまして、まだ工事は施工されていませんが、今後解体する予定になっております。

それから、IV.特定行政庁による対応の経緯にも書いていますが、9月12日に、特定行政庁である下関市に老朽建築物の相談窓口を設置したということでございまして、そこで市の助成事業や市内の建築設計事務所を紹介してございます。

写真1、写真2だけですと詳細が分からないかと思しますので、下関市が立入調査で撮った写真などを用いて、次のスライドで説明できればと思います。

まず、真ん中に図6で模式図を書いております。この2階部分がはね出しているような格好で、これが丸々崩落したというのが今回の事故でございます。この部分は、斜材アンクルが3本入っていて、この赤い斜めの線ですね、この部分ではね出し部分の床や梁を支

えているという構造になっております。

その斜材アングルの写真が、左から順番に写真5、写真8、一番右側が写真11になっていまして、写真11の中に点線で丸く囲っておりますが、これを拡大したものが写真10で、斜材アングル下部接合部のガセットプレートが破断しているということが原因というふうに考えています。

写真10を見ていただきますと、プレートが腐蝕しているという状況でございまして、ボルト部分に破断はないのですが、腐蝕したプレートが破断したと。それで、はね出し部全体を支えきれなくなって、崩落しまったということでございます。

それから、図6の周囲に載せております写真全体を見ても、構造部材全体について、錆びたり、腐蝕しているような劣化が見られるという状況でございました。

それから写真3にあります、2階部分には、棚があって雑貨等が収納されているという状態でした。

あとは、崩落したはね出し部分の正面部分の壁は、これは軽量コンクリートブロック、側面についてはコンクリートブロックというところで、こういった物がまとめて落ちてきたということになります。

資料1に戻りまして、3.事故内容：その他と書いてありますが、前回部会までに報告した事故ということで、No.10がございまして。これは、前回、令和3年11月の本部会でも御説明申し上げましたが、沖縄県内の倉庫において、倉庫入り口の扉、大きな、高さ5メートルぐらいのドアがありまして、これを閉める際に、内側に扉が倒れてきて、この作業員の方が亡くなったということでございます。

これは、これまでの対応という列に書いてございますが、これは引き戸ですので、扉の上の部分にローラーがあって、それで開閉する仕組みになっていまして、どうも事故発生の1年以上前から、そのローラーが外れておりまして、完全にそれを外壁等にもたれ掛けたような状態で使っていたということでございます。そういうもたれ掛けて使っていた業者とは別の業者が使ったときに、そのことを知らずに閉めて、倒れて下敷きになって亡くなったということでございます。

ということで、日常点検や定期点検が適切に実施されていないということが問題ですので、そういった点について再発防止策を検討し、業務体制の見直し等も行うということでございます。

資料1については以上です。

【委員】 御説明ありがとうございました。以上の説明につきまして、御質問、御意見があれば、御発言をお願いしたいと思います。〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【委員】 よろしく申し上げます。今の下関の件ですけれども、再発防止として老朽化の相談窓口を設置したとあるのですが、実際に倉庫として使っていらっしゃる方はいたと思うのですが、その方は老朽化しているとか危ないという認識はあったのでしょうか。要は、本人たちにそういう認識がないと、相談に来ないのではないのでしょうか。

【委員】 事務局から御返答をお願いします。

【事務局】 特定行政庁の下関市から聞いた限りでは、そういったことは聞いてはいないというところでございます。

【委員】 そうなると、窓口を設置しても誰も相談に行かなかつたら改善がされない、要は強制的に何かチェックをする機構をつけないと、改善されないということにならないでしょうか。

【事務局】 一部を解体して、躯体そのものを見るということはなかなかできないので、壁とか、目視で外から見える範囲で著しい劣化があった場合には相談に来るということになります。

【委員】 使用している本人たちに自覚がなければ、窓口にも相談に来ないし、やっぱりこういった事故が起こってしまうということにならないでしょうかという意見なのですが。

【委員】 ごもった御意見だと思いますけれども、事務局側として今後の対応について、もう少しコメントいただけたらと思います。

【事務局】 この建物ですが、事故発生後の管理者による記者会見を聞きましたところ、2階部分の壁のところに雨漏りがあったということは発言されていたので、予兆が全くなかったというわけではないというところございまして、そういった予兆を相談窓口で相談いただくと。

【委員】 分かりました。行政チェックが確かに難しいのは分かるので、せめてそういう何か事故があつて窓口を設置しましたということをちゃんとアピールされているのならいいですけど、そういう形で周知していただけるといいなと思われましたので、よろしくをお願いいたします。

【委員】 〇〇委員、ありがとうございます。

ほかに。〇〇委員、御発言をお願いします。

【委員】 今の〇〇委員の御意見と関連しているのですが、これは、相談窓口は特定行政庁、下関で設置されたということで、全国的に類似のことが行われたわけではないという認識でよろしいですか。

【事務局】 はい、御指摘のとおりでございます。

【委員】 だとすると、〇〇委員の御懸念は、多分もっと広く世の中全体に、こういうことに対して注意深くやってほしいということがアナウンスされなければいけないのではないかという御趣旨の御発言があるように聞こえたのですが、その点はいかがですか。

【事務局】 まさに私どもとしてもそのとおりだと思っております、今回の事故を踏まえまして、今年の3月に実施を予定しております建築物防災週間における留意事項として、今回のこの下関の崩落事故をしっかりと紹介しつつ、老朽化した建築物に対する予防的な安全対策について、定期報告の結果なども活用して取り組むよう特定行政庁に周知をしたいと考えております。

【委員】 了解いたしました。よろしく願いいたします。

【委員】 老朽建築物の問題というのは、これからかなり大きな問題になろうかと思えますけれども、ほかの委員の方、御質問、御発言いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇です。いただいた資料を見ていますと、この16メートルのスパンに対して、吊り材が3か所しかなくて、一つ壊れたら全体崩壊に至るという、とても設計としてはリダンダンシーがない設計になっています。

それで、図4のガセットプレートの溶接部を見ても、今設計するとしたら、もう少し溶接部も必要なことが分かるのですが、もちろん老朽化していく建物についての調査、それから対策も重要ですが、新築の建物でちょっともろい設計のものを減らしていくために、確認申請の際に、こういう事故もあったので、こういうチェックを審査側が見落とさないようにというの、今後の長い目で見たときの事故の対策として必要なのではないかという気がしました。

【委員】 〇〇委員、ありがとうございます。確かに非常に広い問題ですが、今、確認検査の際にというお話がありましたけれども、例えば、建築士の更新講習の時などにも、こういう事故があったというようなことは取り上げていただけると、効果的かなと思います。

【委員】 そうですね。そう思いました。ありがとうございます。

【委員】 ありがとうございます。ほかの委員の方、御発言いかがでしょうか。

山口県の事故に御意見が集中しましたけれども、共同住宅からの転落という痛ましい事故の報告がたくさんありました。利用の仕方の周知が課題になるかと思えますけれども、そちらについては、御質問、御意見等はよろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

今、特に山口県の事例に関して、いろいろ御意見をいただきました。個別の事故としては、調査終了という事務局の案ですけれども、特に、もう50年ぐらいたったような高度成長期の建物については、今後さらに老朽化が見込まれると思いますので、予防的な取組を今後どういうふうに行っていくかということを、国土交通省住宅局にはしっかりと検討をお願いしたいと思います。ほかによろしいでしょうか。

それでは、資料に調査終了と記載されているものについては、調査を終了するということでよろしいでしょうか。これは議決になりますけれども、特に反論等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。それでは、異議はないようですので、この資料1で「調査終了」と記載されているものについては、調査終了とさせていただきます。まだ調査中というものに関しては、今後も引き続き事務局のほうで御検討をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

続いて、報告事項に移りたいと思います。まず(1)の「住宅・建築物の耐震改修の促進について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料2の住宅・建築物の耐震改修の促進につきまして、主に耐震化の進捗状況を中心に、〇〇のほうから御報告させていただきます。

2枚目の資料ですが、こちらは耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況でございます。まず、下のほうに※印で書いてございますけれども、耐震診断義務付け対象建築物につきましては、耐震改修促進法に基づき、旧耐震基準で建築されたものを対象としておりまして、大きく2つのくくりがございます。

1つ目としましては、要緊急安全確認大規模建築物ということでございまして、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等につきまして、法令によって用途や規模を規定して、全国一律で義務付けを行っているものです。こちらにつきましては、所有者は診断結果を平成27年末までに所管行政庁に報告としております。

もう一つが、要安全確認計画記載建築物でございまして、こちらは都道府県が指定する

防災拠点建築物と地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物でございまして、いずれも地方公共団体が指定して対象となりますので、今後も対象自体が追加されるものです。こちらにつきましては、所有者は診断結果を地方公共団体が定める日までに、所管行政庁に報告としております。

これらは、要緊急、要安全、いずれも、目標としましては令和7年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消ということで取り組んでいるところであります。現在、令和4年3月31日時点の耐震化率としましては、要緊急につきましては、耐震化率は前年と比べまして若干の増加の約90%となっております。要安全につきましては、耐震化率は約40%ということでございます。

これらを合計しました耐震診断義務付け対象建築物としましては、耐震化率は約71%という状況でございまして、これは前年と比べますと2ポイントほど減少しているように見えますけれども、真ん中の要安全につきましては、地方公共団体が指定して対象に加わってきますので、昨年と比べまして対象の棟数が大幅に増加しているところであります。こういったことから、要安全の数が大幅に増加していますので、要緊急と比べまして耐震化率が低い要安全に引っ張られる形で、合計しますと、耐震化率が前年よりも若干減っているという、そういったことでございます。

次のページですが、要緊急の都道府県別の耐震化率の状況でございます。都道府県別に見ますと、耐震化率につきましては、全国平均を大きく下回る県がある一方で、耐震化率が100%またはこれに近いところまで進んでいる県もある状況でございまして、進捗状況に差がある状況となっております。

その次のページですが、要安全につきましては、防災拠点と避難路沿道別に耐震化の状況を見ていきますと、防災拠点につきましては、公共建築物が多いという、そういったことから、耐震化の取組につきましては数字上も着実に進んでいるところでございます。

一方で、避難路沿道につきましては、民間の住宅や事務所が多いところでございまして、対象の建築物自体が大きく増加したこともありまして、進捗としては遅れている状況となっております。

防災拠点と避難路沿道の要安全につきましては、まずは地方公共団体が指定をして、診断結果を報告してもらって、その後に所管行政庁が公表するという流れになるところでありますが、まだ公表を行ってない所管行政庁も多いところでございます。

その次のページですが、要安全につきましては、指定と報告期限の状況を見ますと、国土

交通省では、従来から令和7年までの目標達成に向けまして、令和5年までには指定の完了をお願いしますということで、地方公共団体に呼びかけてきたところです。こういったことから、指定状況としましては、既に指定済みの地方公共団体における今後の追加指定の見込みということで整理しており、また、右側は、未指定の地方公共団体における今後の新規指定見込みということで、いずれもアンケートベースで整理していますが、R4年度中もしくはR5年度以降に新たに指定するという、そういったことで回答している地方公共団体は少ないところでございます。

また、報告期限を見ても、報告期限のピークとしましては、防災拠点については、平成30年度、令和元年度あたりがピークとなっていて、避難路沿道建築物については令和4年度がピークとなっております。こういったことから、要安全につきましては、地方公共団体の指定により対象建築物自体が増えていくものですが、その母数である対象建築物としては、だんだんと固まりつつある中におきまして、耐震化に係る取組を一層強化していく段階に入ってきているということで考えていくところでございます。

その次のページですが、要安全のうちの緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化につきまして、国土強靱化に係る内閣官房のナショナル・レジリエンス懇談会にかかる議論の資料を抜粋したものでございますけれども、避難路沿道に関する耐震化について指標が分かりづらいという御指摘もいただいているところでございます。

具体的に、資料の2つ目のポツでございますが、避難路沿道の耐震化率につきましては、①から③の要件を満たす建築物を対象とした耐震化の率としています。「耐震性あり」の率であり、避難路沿道と言いながらも、指定道路の総延長を母数とした率ではないと。

また、その次のマルでございますけれども、避難路沿道建築物の全国での耐震化率は約4割という、そういった状況ですが、個別の路線で見ても、国道A号におきましては、90キロの延長に対し、対象4棟で「耐震性あり」2棟の、これによって耐震化率50%であると。

一方で、国道B号におきましては、25キロメートルの延長に対し、対象が52棟ありまして、うち「耐震性あり」は3棟で、これによって耐震化率6%であるという、こういったことで、路線ごとでは様々な状況となっております。

実態としましては、全国の指定道路の総延長に対する耐震性不足の建築物は、1キロ当たり0.6棟となっているところですが、あたかも避難路沿道建築物ということで、例えば、沿道の全ての建築物の耐震化が4割であるとか、または総延長の4割しか耐震化されてい

ないという、そういった誤解を呼んでいるのではないかという御指摘もいただいているところでございます。

こういったことから、下のほうに矢印で書いてありますが、今後、地方公共団体の御意見も聞きながらとなりますが、分かりやすい指標に見直すという、当面は現在の耐震化率と併記するという形になるかと思いますが、こういったことを検討していきたいと考えている次第でございます。

最後に住宅の耐震化率の状況ですが、住宅の耐震化率につきましては、5年に一度の「住宅・土地統計調査」を基に国土交通省で推計をしているところございまして、現状値としましては、平成30年で87%です。目標としましては、令和12年までに耐震性不足をおおむね解消ということで現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

【委員】 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があれば、御発言をお願いしたいと思います。手を挙げる機能でお願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 説明ありがとうございました。

こちらの耐震化率と言っているのには、非構造部材、つまり避難所となるような大規模な空間の天井ですとか、避難経路に面している建物のガラスが旧基準のはめ殺しのパテ止めになっているとか、そういった非構造部材のことは含まれていないということなのでしょうかという確認です。

【事務局】 こちらにつきましては、旧耐震基準のものについて、耐震診断の結果、Is値が0.6を下回るというもので見ているところございまして、御質問の非構造部材につきましては含まれていないところでございます。

一方で非構造部材の、特に特定天井などにつきましては、当方としましても、過去の大規模地震の被害等を踏まえまして、別途、交付金による支援等によって非構造部材の改修等についても進めているところでございます。

【委員】 そういう数字が出てくると、いろいろまた動きも出てくるかと思えます。これはあくまで構造の耐震ということは承知しましたが、一方で、特に特定天井の対応についても何らかの形で公表し、促進を促していただければと思いました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

加えて少しコメントするとすれば、避難路沿道建築物に関して、例えばプレキャストコンクリートのカーテンウォールが道路側に落ちこちるとかということは相当想定されることなので、そういうことについても、今後検討していただいたほうがよいかと申し上げたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、御発言をお願いします。

【委員】 まず資料2の1ページ。これは質問です。令和3年と令和4年を比較したときに、令和4年がプラスになっているのですけれども、このプラスというのは新たに指定したという意味ですか。どういう意味でしょうか。

【事務局】 こちらのプラスは、一番左側の要緊急につきましては、法令で対象建築物が定まるものとなりまして、昨年と比べてプラス45となっていますが、報告期限としては既に過ぎていて、耐震診断を今まで提出していなかったものが新たに報告されてきたもの等でプラス45件となっているところでございます。

真ん中の要安全でございますけれども、対象建築物自体を地方公共団体が指定しているものとなりますので、新たに指定されたものが、新たに報告が出て、新たに公表されたものとして、プラス831件となっているところでございます。

【委員】 分かりました。

それから、資料2の4ページなのですが、指定状況として、今後の新規指定の見込みがほとんどないですが、予定もないものを入れると、かなり積み残しで行くことになりませんが、これに関して何か分かっている理由というのはあるのですか。未指定が1,697にも関わらず、1件とか、どういうことなのでしょう。

【事務局】 防災拠点も避難路沿道につきましても、指定の必要がある場合には指定してくださいということで、国土交通省として呼びかけているところです。また、令和7年までに耐震性不足をおおむね解消という目標を掲げている中で、そこから遡りまして、遅くとも令和5年中には指定を完了してくださいと、これまで呼びかけてきたということから、令和5年度以降につきましても、指定としてはこういった、要は指定が必要な場合には、既に指定済みとされているというところでございます。「予定なし」とか「未定・未回答」につきましては、具体的な理由については聞いていないところですが、指定が必要ないと判断された地方公共団体も多く含まれているかと考えている次第でございます。

【委員】 もし指定が必要ないということであれば、このデータの中から削除したほ

うがいいのではないのでしょうか。ここで問題にしているのは指定されたものだけだと思っただけです。

【事務局】 指定の必要がないというのが、例えば、管下の防災拠点につきましては、既に耐震性が確保されているような場合におきましては、新たに指定する必要がないなど、様々な状況があるところでございます。

こちらの資料で申し上げたいところとしましては、要安全の防災拠点も避難路沿道につきましても、地方公共団体が際限なく指定することによって、いつまでも耐震性に係る目標というのはセットできないのではないかという御指摘もあるところでございますので、対象建築物としましては、おおむね指定が完了してきて母数が固まっている中で、今後耐震性について一層取組を強化していきたいといったことから、こういった整理をさせていただいているところでございます。

【委員】 御趣旨は何となく分かるんですけど、ただそうだとすると、まとめ方として、未指定というのは、本来指定すべきだけど、まだ指定していないという意味ですよ。

【事務局】 はい、そうですね。

【委員】 だから、本来指定すべきなのに、予定なしとか未回答という状態は、国としてどこまでできるかは別にして、やはり何かアイデアを考えないと、このペースで行ったら、ずっとペンディングのままじゃないかという気がしました。それが1点です。答えは結構です。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員】 もう一つ、資料2の5ページですけれども、この分かりやすい指標ということに対する意見なのですが、緊急輸送道路等の通行への支障の有無ということが本来の目指す重要な目的だとすると、例えば、1棟でも倒壊して、そこを邪魔してしまうと、全部渋滞になってしまって、緊急輸送ができなくて、結局道路が長い区間あるのだけど、その1か所のために全く役に立たなくなるという、すなわち1棟の倒壊がクリティカルになっているのだったら、これは逆に棟ごとのほうが分かりやすいのではないかという気がしました。

要するに、沿道ごとで、確かに1キロの間に1棟だけだということだけど、その1棟がボトルネックになっている、クリティカルになっているのだったら、それは「1 or 0」の世界に入るのではないかという気が私はするんですけど、そこはいかがですか。

【事務局】 「分かりやすい指標に見直すことを検討」と書いてございますけれども、

当面は従来の対象建築物を母数とした棟数ベースでの耐震化率につきまして記載した形での、さらに指定道路の延長をベースとした指標も併記する形で、両方で示していきたいと考えている次第でございます。

【委員】 分かりました。それで結構です。

ただ、老婆心ながら、併記することによって、0.6棟、何かあまり大したことないという印象があると、それは先ほど言ったクリティカルな部分とかボトルネックになるようなイメージが全部消えてしまうので、そこは要注意だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【委員】 ○○委員、ありがとうございます。今の資料2の5ページの一番最後の行が、「分かりやすい指標を加えることを検討」と書いておけばよく、見直すというのは、今までの指標をなくすというふう聞こえるので、そういうことかと思えます。

それから、資料2の4ページの未指定についていろいろ御発言があったのですが、この「未指定」と書いてあるところの数値というのは、これは特定行政庁とか、自治体の数なのですね。これも、この表では分かりにくいので、「未指定となっている自治体」とか、そういうふうに書いていただいたほうがよろしいのかと思えます。

さらに、○○委員の御発言のように、その中の、「未定・未回答」とかいうあたりも、何となくさぼっているというふうに見えてしまうので、少し書き方を御検討いただけたらいいかなと思います。ありがとうございました。

続いて○○委員、御発言お願いします。

【委員】 沿道の件で2つお伺いしたいのですけれども、今し方も議論が出ていました分かりやすい指標の議論というのはあるのですが、一方で、沿道建物は、低止まりで耐震化率が進んでないですね。

私もいろいろな耐震判定の委員会で沿道の建物の判定をするなんていうのもよく関係するのですけれども、これはどうやって補強するのだろうなんていう議論をよくしているのですが、こういった低止まりのままになっている建物を、実質的に耐震性能を上げるようなことをするための具体的な施策なり方策というのは、国土交通省のほうで何かお考えなのでしょうか。今、非常に低止まりのままで止まっているものですから、ちょっと気になったのが1点。

それからもう1点は、まさにこれは○○委員が今おっしゃったことと関係するのですけ

れども、沿道は、1か所でも建物が壊れちゃって道を塞いじやうと、そこが駄目になっちゃう、道路として避難路として機能しなくなるということになるのですが、こういう数値は、もちろんいろいろ数値を考える、何というか、実質的に本当に実態を表すような数字を、表現するような数字がちゃんと出てくればいいんだけど、それもさることながら、数字だけにとられるのではなくて、例えば1か所、建物が壊れて、この道は一部分塞がるのだけれども、迂回路があつて避難路として機能し得るとか、最終的な目標というのは、その道路が避難路として本当に機能するかどうかということが一番大事なことであつて、数字では必ずしもないと思うので、別途そういうことについては、数値もさることながら、本当に機能するか、あるいはこれは本当にオジャンになってしまう避難路なのかといったようなことは、ちゃんと議論されているのでしょうか。防災計画上、その辺は非常に大事なような気がするので、お伺いをしたいと思います。

2点です。以上です。

**【事務局】** まず、1点目の要安全のうちの避難路沿道についての具体的施策ですが、避難路沿道を含め耐震診断義務付け対象建築物を対象に、国土交通省としましては支援の強化に取り組んでおりまして、耐震改修に対する支援について、その他の建築物よりもかさ上げた補助率でもって支援を行っているところでございます。

また、税制特例につきましても、来年度も延長する予定としておりますが、避難路沿道も含めて、耐震診断義務付けのものにつきましても、税制的な支援も行っているところでございます。融資制度も含めまして、補助制度、税制、融資といった支援の取組を総動員しまして支援をしているところでございます。

また、地方公共団体の話を聞きますと、まずは要緊急につきまして、現在取組を重点的に行っているところが多いところですが、地方公共団体の中におきましては、要緊急がだんだんと100%、もしくはそれに近いところまで進んできた中で、今後、要安全のほうに支援とか指導等の取組を強化していきたいという地方公共団体も多いところでして、そういった地方公共団体における指導とか支援も含めまして、要安全の特に耐震化が遅れている避難路沿道の建築物につきましては、引き続き支援を行っていきたいというところでございます。

2点目の緊急輸送道路につきまして、実態として潰れてしまうような、そういったものをどのように見せていくのかは難しいところですが、例えば東京都におきましては、単に沿道に対して建築物が倒壊するものについて、それで塞がってしまうというだけでなく、

独自のシミュレーションで迂回路等も含めまして、総合的にA点からB点に到達できる率というものをシミュレーションでもって示しているような例もございます。

また、横浜市におきましては、建築物の幅員も考慮して、耐震性不足のものが倒れた場合に、交差点から当該倒れたところまでは到達できるという、そういったことで、交差点間の延長と耐震性不足のもので塞がれる距離、そういったものを考慮した上での指標というものを示しているところです。

こちらの資料で、最後の方に地方公共団体の意見も聞きながらと書いておりますが、東京都のように、迂回路も含めてシミュレーションをしてくださいというのを全地方公共団体をお願いするのはなかなか難しいところがございますので、各地方公共団体が対応できるような、要は指標としてとれるような、そういった形での分かりやすい指標というものも併記する形で今後検討していきたいと考えているところがございます。

**【委員】** ありがとうございます。〇〇委員、よろしいでしょうか。あくまでも地方公共団体がおやりになることに、国土交通省としてどういうふうなアドバイスをするかということで、やはり力がある地方公共団体とそうでないところで大きな問題があるかと思えますけれども、〇〇委員、よろしいでしょうか。

**【委員】** ありがとうございます。よく分かりました。

**【委員】** こういうこともやられている自治体もあるということのようでございます。

ほかにいかがでしょうか。ほかに、今、手は挙がっていないようですので、今のは報告事項ですので、それに対して有益な御意見もいろいろいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、その次の報告になりますが、「大阪市北区ビル火災について」、事務局から御説明をお願いします。

**【事務局】** では、資料3につきまして、〇〇のほうから報告させていただきます。

当該、この大阪市北区のビル火災につきましては、前回部会が令和3年11月でしたが、その直後、令和3年12月に大阪市北区のビル、昭和45年に建てられた古いビルでガソリンによる放火が行われまして、煙により逃げ遅れた方が亡くなる事件がございました。

当該事件につきましては、既に報道等で多く公表されてございますけれども、殺意を持った犯罪であるという一方で、建築物としても火災安全対策を行う余地があったということでした。具体的には被害の拡大要因に書かせていただいているところですが、唯一の避難経路である直通階段の入り口付近から出火したということで、多くの方が逃げ遅

れたというものです。さらには、階段を介して火災の上階に大量の煙が流入していたという事実がございました。午前中にこの事件が発生したということで、上階側に在館者の方はほとんどいらっしゃいませんでしたけれども、もしここに多数の在館者がいらっしゃった場合、より被害が拡大していたおそれがあったと考えられています。

こういった建築物の火災安全対策の要請を踏まえまして、今後の火災の対策の在り方について、総務省消防庁、それから国土交通省住宅局合同で対策の在り方の検討会を開催してございました。本日御出席の〇〇委員にも御参画を賜りまして、御意見を伺ったところでございます。

これを踏まえまして、4回の検討会の開催を通じまして、昨年、令和4年6月末に報告書を取りまとめ、公表をしたところでございます。

この検討会報告書の概要の中で、こういった直通階段が一つしかないような古い建築物についての対応として、防火・避難対策のパッケージを示してございます。これにつきましても、対応を現在進行形で、特に総務省消防庁と連携しながら進めているところでございます。

概略について御説明申し上げます。大きく分けて、3点御説明をさせていただければと思います。

一つ目は、建築物そのものの改修等を通じた安全性向上に向けた誘導策の（ア）の部分でございます。大きく分けて2つの対策が重要だということが言われてございまして、一つ目の対策は2方向避難の確保で、従来は直通階段を2方向で確保するというところで、それが難しい場合であれば、避難上有効なバルコニーを設置してくださいというところで、既存の建築物の改修ということを求めていたわけです。これがなかなか現実的には、それを設けるためのスペースがなかったり、困難な場合がございます、それを補完するための代替措置というのを新たに提言されてございます。それが①-2に書かれてございます、直通階段から離れた位置への退避区画です。一定の時間、煙から退避できるスペースということで、防火区画等と比べると緩やかな区画になりますけれども、煙は一定時間防ぐ。こういう区画を改修して整備を行った上で、併せて外部に避難器具等を通じて脱出できる、あるいはそれが難しい場合は、救助を待つということも有効であるということを対策として示しているところでございます。

それから2つ目の対策としまして、右のところになりますけれども、これは従来から直通階段の防火・防煙区画化ということです。直通階段は、避難経路に併せて、堅穴区画と

して煙の通り道になりうるということを踏まえまして、階段部分について、遮炎・遮煙性を有するような防火設備を設け、きちんと階段部分を火災、それから煙から守るという対策をとる。この2つの対策が必要であるということが示されているところでございます。

それから2つ目は、法令の改正というところで、(イ)の部分になりますけれども、従来、特にその防火関係の点につきましては、人命に関わる規定ということもあって、建築物の増改築を行う際に、部分遡及適合というものが難しい制度設計になってございます。これに関しても、先ほど申し上げた2方向避難、それから直通階段の防火・防煙といった取組を行うということを前提に、危険性が增大しない範囲で遡及適用しないことを認めるというような改正というものを現在進めているところでございます。

これにつきましては、令和4年6月に法律が改正されまして、それに伴い、今後政令、それから告示等の改正として、具体的な範囲であるとか基準を定めていくということ、現在進行形で検討をしているところでございます。

3つ目は、(ア)の部分にちょっと戻りますけれども、所有者の改修負担軽減のための支援措置ということで、後ほどご説明いたしますけれども、予算制度、支援ということを含めて、現在検討を進めているところでございます。

こういった報告書を踏まえまして、昨年12月に具体的な改修方策としまして、火災安全改修、既存の建築物の改修に対するガイドラインを国土交通省でまとめました。併せて、ソフト的な取り組み、具体的にはいわゆる避難時の行動、それから誘導あるいは通報、こういったようなソフト的な対策について、消防庁から、「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」ということで同時に発出をしております。改修というハードに対するもの、それから、避難等に関するソフトの面、その対策をちょうど火災から1年たった令和4年12月のタイミングで発出のほうをしております。

先ほど申し上げましたとおり、遡及適用については、法令の関係で、引き続き現行の法律が、現状ではかかるという形になります。一方で、実際にこういうようなビルの改修におきましては、建築基準法の規制がそもそもかからないような、テナント改修が多くあります。今回、その火災安全改修ガイドラインに示すものとしましては、テナント改修に合わせて、火災安全改修ができるような内容として、そういう意味で、より現実的に実現可能な改修のあり方を示している形になってございます。報告書の内容を踏まえまして、具体的な改修の仕様等について、ここで示させていただいているところでございます。

あわせて、退避区画あるいは直通階段の利用者の方々への表示の在り方をガイドライン

の中では示させていただいています。具体的内容につきましては、参考資料2でお示ししておりますので、ご確認頂ければと思います。

それから、現在進めている対策としてもう1点、先ほど出ました予算制度について御説明をさせていただきます。令和5年度、当初予算としまして、火災安全対策改修事業というものを今回要求しております。従来、既存建築物の安全改修につきまして、耐震なりアスベストなり、こういった分野での改修というのは交付金で支援する枠組みがございましたけれども、火災に関しては、そういう枠組みがなかったということで、令和5年度、新たに支援制度を創設することとしました。地方公共団体を受け皿とした交付金による事業の支援ということで、令和5年度から要求をしております。先ほど申し上げた2方向避難、それから、直通階段の防火・防煙区画という取組と併せて、今回、退避区画の確保ということも新たにお示しをしているわけですが、こういった取組につきまして、火災安全改修を行う場合に、その改修に関する費用を支援するという取組を新たに創設するものです。

具体的な内容は、まさに国会でこれから御審議いただく形になりますけれども、併せてモデル事業というような枠組みというものも設けてございます。例えば煙の確実な遮断であるとか、テナント営業をしながら改修をするといったようなノウハウが必要な改修を行う場合、ノウハウを整理し、しっかりとフィードバックしていくという前提で、時限的な制度として、火災安全改修事業という部分につきましては、全額支援するような枠組みというのも現在検討しております。今後、各地方公共団体、それから建築物の所有者の方、こういったところに周知させていただくようにしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

以上、大阪市北区ビル火災を踏まえた対策ということになります。

**【委員】** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問があれば、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

**【委員】** この件に関わらずの話なのですが、以前の事故調査の目的というのは、再発防止とか未然防止、さらには安全学の浸透によって、事故というのは100%起らないということは無理だという考え方が浸透してきたと思います。

その中で、被害の軽減という視点が実は非常に重要だというふうになってきた歴史があると思います。特に既存不適格な建造物においては、仮に定期点検の対象外であっても、

逆に被害軽減の観点から、確認と強い指導を、今後もこの火災の案件だけではなく、全般的に古くて問題があるものこそ、何か起こったときの被害を減らすという観点で御指導いただけないかと強くお願いをしたいと思います。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。御提言というか、そういう形で承るということでしょうか。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。〇〇委員、もし何かコメントされることがあれば、お願いしたいと思いますけど、特にないでしょうか。

【委員】 委員会のほうでも大分皆さんと一緒に議論させていただきまして、やはり既存不適格になっているかどうか、利用者、所有者に分かりにくいというようなところもあって、これからは既存不適格だけれども、例えば代替避難手法について、しっかり館内に表示をしていただいて、その表示があることによって、通常の建物よりも若干弱いけれども何とか避難できますよというようなことを周知できるような仕組みも今回動き出しますので、そういう意味で、100%新築と同じようにはならなくても、既存の建築物について少しずつ改修しながら、それをユーザーが、ある程度情報としてもインプットできて、若干弱いんだよということを前提に使ってもらうということも必要かなと思っております。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。突然御指名してすみませんでしたけど、大変有益な御発言をいただけたと思います。ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告について御意見を賜ったということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了しましたがけれども、ここまでで全体を通して何か御発言があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事を終了したいと思いますので、その他、事務局から何かあれば、お願いいたします。

【事務局】 本日の議事録につきましては、追って委員の皆様にご確認をいただくため、後日御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の部会の開催につきましては、改めて連絡・調整をさせていただきたいと思

います。

事務局からは、以上になります。

**【委員】** ありがとうございます。それでは、ここで進行を事務局にお返ししたいと思います。議事の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

**【事務局】** 本日は、長時間にわたる御審議をありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。右上の「退出」ボタンをクリックしていただいて、各自オンライン会議を終了していただければと思います。お疲れさまでした。

— 了 —